

## 教育実習前年度に注意すべきこと

### (教育実習予備申請ガイダンス附則資料)

2021 年度に教育実習を希望する学生について、5 月以降に予備申請ガイダンスを行います。今回はガイダンスの実施前に準備すべきこと等について下記のとおりお知らせしますので、必ず確認をしてください。

#### 記

#### 1 教育実習を希望する学校への連絡について

大学から、教育実習先の紹介等を行っていないため、自身で教育実習を希望する学校に連絡をして実習を希望する旨を伝え、内諾を得てください。現時点では電話による口頭の調整で構いませんが、下記にご注意ください。なお、内諾の調整状況については、「3 申請について」の回答フォームにより、教務課に**必ず**報告をするようにしてください。

##### (1) 教育実習先に伝えるべきこと

- ①自身のこと（東京都立大学の学生であること、氏名、学年など）
- ②教職課程を履修しており教育実習の受入れを依頼したいこと
- ③出身校の場合は卒業した年度
- ④実習を希望する期間

《参考：実習校、期間に関する考え方》

取得希望免許	実習期間	実習先の学校種
中学校のみ	3 週間（単位：5 単位）	中学校・高等学校・中等教育学校・中高付属校のいずれか
高等学校のみ	2 週間（単位：3 単位）	
中学校・高等学校両方	3 週間（単位：5 単位）	

※実習先の学校種（中学校・高等学校・中等教育学校）は問いません。（小学校は不可）

※免許の種類により期間は決まっていますのでご注意ください。

※インターナショナルスクールについては学校により、実習先に出来ない場合があります。それらの学校を希望する場合は事前にご相談ください。

## (2) 手続きについて

今回は、実習希望先に受入れを依頼するための最初のご挨拶にあたります。実習先によっては早期に受入れの照会を締め切る学校もあるので、可能な限り早急に連絡をするようにしてください。また、手続きについて実習希望先から指定があれば、後日実施するガイダンスの際に教務課にお知らせください。

※手続きの締め切り期限が短いものについては個別に対応をしますので、下記連絡先にご連絡ください。

なお、内諾等に必要な書類関係については、大学内でガイダンスが行える状況になり次第、改めてガイダンスを開催してお知らせします。

## (3) 東京都内の公立学校で教育実習を希望する場合について

### ① 中学校

中学校の場合、実習希望生が直接実習希望先と連絡をとることはできません。

また、原則学校の指定は出来ないのをご注意ください。手続きについては夏頃から一括で手続きを行うことになるので、改めてお知らせします。

### ② 高等学校、中等教育学校

1 - (1) や (2) のとおり、実習希望校に連絡をしてください。書類関係については1 - (3) ①の中学校と同様に、夏頃から一括で手続きを行うことになるので、改めてお知らせします。

## 2 各教科の指導法の履修について

本学の教育実習は、教育実習実施年度の4月1日までに実習教科に関する「各教科の指導法（教育法）」の単位を修得し終えている必要があります。単位が修得できていない場合は教育実習を履修できないのをご注意ください。

## 3 申請について入力期限：【2020年5月22日】

現時点で教育実習を希望している学生については下記アドレス、QRコードからアクセスできるフォームに入力をしてください。こちらから連絡をすることもできるので、連絡の取れる電話番号やメールアドレスを誤入力しないようにご注意ください。

なお、5月以降に行う予定のガイダンスで再度書類のご提出をいただきますのでご承知おきください。



<https://forms.gle/vspXTKBV5Bdfiify6>

### 【担当】

南大沢キャンパス1号館1階

教務課教務係 教職担当

042-677-2395

kyosyoku@jnj.tmu.ac.jp

※質問等については出来る限りメールでお願いします。